

堺市内バス運行連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、堺市内バス運行連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、堺市と堺市域において生活交通ネットワークを形成するバス路線を運行するバス事業者であって連絡会に参加意向のあるバス事業者（以下単に「バス事業者」という。）が、路線バスの運行に係る現状の課題や利便性向上及び利用促進に関する事項等について意見交換を行い、相互の認識を理解することで、市民生活に関わる路線バス網の維持確保に資することを目的とする。

(構成)

第3条 連絡会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 堺市議会議員 4人
- (2) 堺市建築都市局長の職にある者
- (3) 堺市建築都市局交通部長の職にある者
- (4) バス事業者から選出された者 数人程度

(役員)

第4条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(役員を選任)

第5条 会長は、堺市議会議員のうちから1人を、副会長は、バス事業者から選出された者のうちから1人を委員の互選により選任する。

(任期)

第6条 委員のうち第3条第1号に掲げる者及び役員の前任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の前任期は、前任者の前任期とする。
- 3 役員が欠けた場合における補欠役員の前任期は、前任者の前任期とする。

(役員職務)

第7条 会長は、連絡会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 連絡会の会議（以下単に「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(会議の非公開)

第10条 会議は、非公開とする。

(会議録)

第11条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議に出席した委員の氏名
 - (3) 議事の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項
- (守秘義務)

第12条 連絡会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(堺市地域公共交通会議への報告)

第13条 連絡会は、会議の概要を会長及び副会長に確認の上、市民や交通事業者、近畿運輸局などで構成する堺市地域公共交通会議に報告する。

(事務局)

第14条 連絡会の事務局は、堺市建築都市局交通部公共交通担当に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、連絡会の組織及び運営について必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年1月20日から施行する。